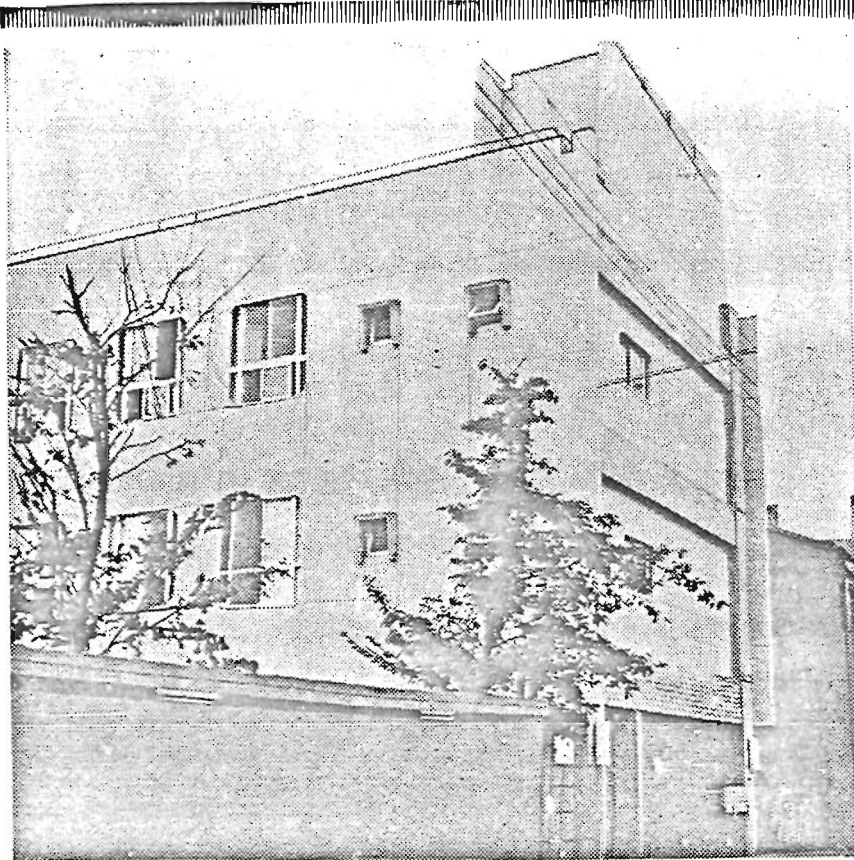


豊島区広報

世帯と人口	
8月1日現在	
人口	339,245
男	170,193
女	169,052
世帯数	126,904
(住民登録による)	

昭和41年9月20日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表1111



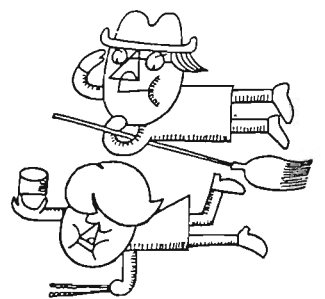
区役所第四出張所

落成

9月19日から新庁舎で執務開始

- ◇…かねてから改築工事のため、仮移転執務をしていました区役所第…◇
- ◇…四出張所は、このほど新庁舎が落成しましたので、9月19日から…◇
- ◇…元の所在地(池袋東二の二六(88)七八二四)で執務を始めています…◇

東京をきれいにする週間



まあ、まあ
きれいになったこと/
わたしたちのすること
ないようね

一日もやくこんな東京に……
あなたの小さな心づかいが、この
大きな東京をきれいにする一番の
原動力です。

紙・くずは くず入れに

吸いがらは吸いがら入れに

「ゴミは文化のバロメーター」 「消費は美德」 などといわれ、生活水準の向上とともに都民が一日に排出するゴミの量も、昭和30年には一人当り三五〇グラム、35年は五〇〇グラムだったのが、40年には九〇〇グラム(新聞紙にして約一四〇ページ分)と急激に増加しています。世界に眼を向けて見ても、先進国は後進国より、都市は農村よりゴミの量が多く、どの地域でもそれが毎年増加の一途をたどっているのは事実です。

さて、今の東京はどうか——、年を追うたびに文化も生活水準もはるかに向上してきましたが、道路や川、駅や公園、またはバスの停留所にも紙くず、吸いがらなどのゴミがいつも投げ捨てられているのをみうけます。文化だけが向上しても、道徳の方は全く向上していません。国際都市として、首都東京の住人が、このようでは恥ずかしいことです。物の消費量、ゴミの排出量は、たしかに文化のバロメーターかも知れませんが、それがきれいに始末されなくては、そこに文化が向上しているといえることはいえないと思います。

10月6日から12日まで「東京をきれいにする週間」としました。この機会に、区民のみなさんにはあらためて、身の回わりを見なおしていただき、また通行する方にもご協力をお願いし、いつも美しく、より清潔な町づくりをいたしましょう。

秋の全国交通安全運動

10月11日～20日

もう一度よく見て渡れ 手をあげて

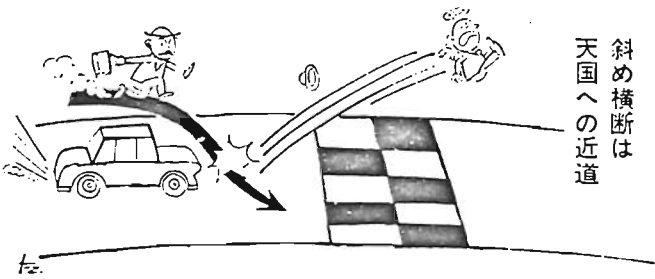
死者：・五四四人

負傷者：・四八、三四七人

ハテ、この数字は——地震や台風の被害者でもなければ、ベトナム戦争の犠牲者でもありません。ことしに於いてから9月1日現在までに起きた、東京都内の交通事故の被害者数なのです。これによると、都民二七八人にひとりの割合で、交通事故で死亡するか、または負傷していることとなります。この驚くべき数字を示しているものは何か？ 深く考えてみましょう。

単に交通地獄だ！ 交通戦争だ！ と言ってはられない重大な問題です。では、「この撲滅方法とは」一体なんなのでしょうか！ それは私たちひとりひとりが交通規則を正しく守る以外にもありません。

斜め横断は 天国への近道



最近、自動車需用の激増も手つだって、交通事情もますますはげしさを加えることになるでしょう。いっどこであなた自身が、あなたの家族やお友だちが



交通事故にあうかもしれないかもしれません。こうした事故を少しでもなくそうと、ことしも秋の全国交通安全運動が10月11日から20日まで全国的に行なわれます。区においても交通安全と交通秩序の体制を確立させるため「豊島区交通安全協議会」が中心となつて、本運動を強力におし進めることになりました。これを機会にすべての運転者も歩行者も、交通マナーをしっかりと身につけて、初めに記した恐るべき数字を他山の石として、あなた自身のたったひとつの生命を、大切にしてくださいと願います。

原付自転車は

免許証だけでは走れません

自動車損害賠償保障法が一部改正され、10月1日からは原動機付自転車も強制保険にはいなければならないとされています。手続きは、もよりの損害保険会社、またはその代理店へ印鑑

なお、10月1日以降、保険未加入の場合は、6か月以下の徴収または五万円以下の罰金が科せられます。すぐに受付けてくれます。

豊島区生業資金・・・お貸しします～申込みは10月10日～22日まで～

- ▽借受人の資格
 - ① 豊島区内に1年以上住んでいて、主としてこの貸付金による職業によって生計をたてる人
 - ② 事業計画が具体的で十分に事業を始められること。またはすでに事業を営んでいること
 - ③ 住民税を完納していること
 - ④ 保証人が二人あること
 - ⑤ 都または区から資金貸付を受けたものはその元利金を返済していること
 - ▽貸付金の限度額と期間

一世帯15万円まで、5か年以内（6か月すえ置期間を含む）
 - ▽利率と返済方法

日歩一銭（すえ置期間無利子）月賦返済
 - ▽保証人の資格
 - ・本区内に引き続き1年以上住んでいて、一定の職業をもち独立の生計を営み住民税を完納していること
 - ・この資金貸付について、ほかに保証していないこと
- この貸付を決めるときは調査をして審査委員会にはかります。◎申込用紙と申込場所は区厚生部福祉課へ

農地国債 償還始まる・・・

農地報償金の手続きをお早めに！！

戦後の農地改革の際、農地被買収者とその遺族に対して、国から農地報償金が支給されています。該当者でまだ申請されていない方は、お早目に手続きをしてください。なおこの申請期限は昭和42年3月31日までとなっています。期限内に請求しないと給付金が受けられなくなりますのでご注意ください。申請とお問い合わせは…区民部経済課商工係（内線287）。

請求に必要な書類

- ・買収令書
- ・土地登記簿謄（抄）本
- ・被売渡農地調査結果通知書
- ・戸（除）籍謄（抄）本
- ・同意書
- ・住民票抄本
- ・印鑑簿届出書



社会教育だより

=第2回=

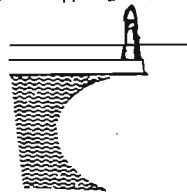
明日のくらしを考える

新しいくらしの教室

日に月に科学技術が進歩し、めまぐるしく変化する社会の中であって、ホントウのしあわせには、所得の増大はもちろん必要ですが、同時に私たち自身の主体性と科学性のある生活も必要です。

私たちの生活が近代化され、調和のとれた合理的な生活が営めるよう、賢い考える消費者になっていただくため、この教室を開きます。

仲秋の午後のひとときを家事をはなれ、明日のくらしを考える、新しいくらしの教室の時間に於て、明日のあなたの生活に役立ててください。



とき：9月22日～11月24日の毎

週木曜午後1時30分～4時

ところ：東洋信託池袋支店

定員：一〇〇名(申込順)

参加費：無料

学習内容：・これからの消費生活はどうかわるか ・経済成長と消費生活 ・主婦の健康管理 ・インスタント食品と人工着色剤、その身体に及ぼす影響 ・衣生活の改善と合理化 ・食生活の改善と合理化 ・家庭における長期生活設計(以上意義) ・主人に喜ばれるツマミものの上手なつくり方 ・新しい繊維と洗剤 ・上手なきもの着つけと着こなし方(以上講義と実習) ・乳製品の摂取と健康

『体育の日』制定を祝って

スポーツにしたいしみ、健康な心とからだをつくるために10月10日を『体育の日』(祝日)と定められ、区ではこの日を記念して区民のみならず、とともに広くスポーツにしたいむため、つぎの行事を催します。

とき：10月10日午後1時から

第5回 『体育の日』のつどい

スポーツにしたいしみ、健康な心とからだをつくるために10月10日を『体育の日』(祝日)と定められ、区ではこの日を記念して区民のみならず、とともに広くスポーツにしたいむため、つぎの行事を催します。

とき：10月10日午後1時から

☆区民文化作品展

多数の応募作品とご来場をお待ちしています。

とき：11月2日～6日まで

(見学と講義)

申込先：9月20日まで区教委指

導係(内線四一九)へ

ところ：豊島区立青年館(池袋二の一〇三五(985)六七四〇)

出品部門：日本画 洋画 彫刻 漆芸 染色 陶芸 写真 書

俳句 短歌

資格：区内在住者と在勤者 出品制限と規格：一人同一部門 二点以内 ・日本画、洋画は額入り50号以下 ・書は半折以下で飯巻 ・写真は四ツ切台紙付(38×43cm) データー付 ・彫刻 漆芸は一人で持つことができるもの ・俳句短歌は短冊または色紙とする

作品搬入：10月27日～29日の前10時～後7時まで青年館へ

☆働く青少年のつどい

勤労青少年のためにコーラスとハイキングを開催します。

とき：10月16日(小雨決行)

ところ：子ノ権現、名栗川など

定員と参加費用：一〇〇名無料

対象：区内在住の勤労青少年

申込先：10月1日から社会教育係で先着申込順に受付

☆16ミ映写機操作講習会

◇昼間の部(午後2時～5時) 10月17日～19日まで

◇夜間の部(午後6時～9時) 第一回：10月17日～19日まで 第二回：10月25日～27日まで

ところ：区視聴覚ライブラリー(豊島区総合庁舎地階)

定員：各回とも20名(申込順)

申込先：社会教育係(内四一六)

☆8ミリ教室開催

とき：10月12日・14日・16日・20日・21日

ところ：豊島区立青年館

定員：50名(申込順)

申込先：社会教育係(内四一六)

☆区民釣教室

とき：9月21日 10月14日

両日とも午後6時から

ところ：豊島区立青年館

内容：ハゼ釣と魚拓の実際

申込先：豊島区立青年館

☆6回 豊島区陸上競技大会

とき：10月2日午前9時から

ところ：旧立教大グラウンド

種目：トラック、フィールド

資格：区内在住の勤労者と区内に在学している男女生徒

申込先：社会体育係(内四一八)

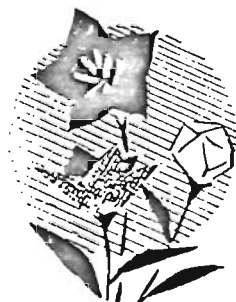
愛の血液助け合い運動

黄色い血を追放しよう

日赤を中心として、今この運動が盛んに行なわれています。輸血をした血が悪かったために、治るべき病人が死亡した事故さえ起りました。加えて交通事故が多く、病院でも輸血用の血に困っています。この機会に献血についてご協力ください。

☆東京都赤十字血液センター (武蔵野市境南町1-26-1) 0422(43)1835

☆日赤中央センター (渋谷区広尾4-1-36) 402-5570



国保からお知らせ

進んで受けよう 健康相談 (無料)

10月1日
30日

国保加入のみなさん、病気は「早期発見と早期治療」が大切です。どうも最近からだが疲れる—と言う方はおられませんか—この機会に進んで健康相談を受けましょう
ところ：区内の国保を再扱う病院、医院、歯科医院、診療所（健康相談のポスターが掲げてあります）
とき：いずれも診療時間内

相談内容：健康相談 歯科検査
保健指導など

相談方法：保険証をお持ちのうえ
えお出かけください。

なお、家庭常備薬、体温計の検査および井戸水の理化学検査をつぎの日程で行ないますので
もよりの会場をご利用ください

実施月日
10月1日
30日

会場
区内国保療養取扱薬局・区役所国民健康局・区役所国民健康保険課(日・祭除く)

10月5日(水)	区第一出張所
6日(木)	二
11日(火)	三
12日(水)	四
19日(水)	五
20日(木)	六
25日(火)	七
26日(水)	八
28日(金)	九(分室)

受付時間は午後1～3時まで
お問い合わせは：国民健康保険までどうぞ(内線三二二一)

☆保険料の送金方法が便利になりました

この方法は、「振替口座東京

なぜ国保の保険料を改正しなければならぬのか?②

このたびの国民健康保険料改定にともない、前月号に引き続き今回は、毎年どうして都の交付金がふえたのか?を説明いたします



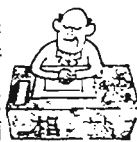
それにはいろいろな原因がありますが、必要な経費(医療費助産費、葬祭費など)が急激にふえているのに、それをまかなう収入(保険料、国からの交付金)が追いつかないからです。もっと具体的に申しますと：第一に：高価薬の普及や、医療の進歩につれての治療内容の向上により、医療費が高くなってきているからです。日進月歩の医療技術は私たちにとても望ましいことですが、反面

公28」による用紙を利用していただくもので、今までのものは異なり、郵便局のほか「銀行信用金庫、信用組合」に払込むことができ、たいへん便利で、しかも手数料がかかりません。保険料は、毎月末が納期限となっております。
「留守がちな方」「多忙な方」たちは、この用紙を利用して、保険料の完納にご協力くださるようお願いいたします。
この用紙の請求とお問い合わせは：国民健康保険課徴収係(内線三二二七)まで。

『行政相談室』をご利用ください

行政相談とは、国の事務を扱う役所についての苦情・意見などを受付け、その解決をあっせんするための相談です。たとえば

- ☆ 恩給や家族年金・厚生年金のこと
 - ☆ 道路や河川のこと
 - ☆ 公用地の買収のこと
- ・とき：毎月第2・4火曜日 午後1時～4時まで
・ところ：区民部 区民課 区民相談係 内線二七二一



は年々かえり年間約三倍にも増加した(以下来月号へ)

ダイヤル市外通話のかけられる

大形赤電話お目見え

今までの赤電話より、ひとまわり大きい、大形赤電話がタバコ屋さんの店先や街角にお目見えしております。

この大形赤電話は、お客さん自身が十円玉で直接ダイヤル市外通話をかけられることもできもちろん、今までの赤電話と同じく市内通話もかけられます。

電報を早くお届けするために

★電話配達制度のご利用を！

最近特に交通事情の悪化により、電報を足で配達するには

正しい配給を行なうために、配給のつどお米屋さんから、消費者に渡すことになっていきます

☆お米を買うとき

販売整理票を受取る

第9回

＝歳末助け合い展＝

豊島区美術家協会では恒例の「歳末助け合い展」を開催いたします。多岐にわたる品物で開き協力ください。11月10～12日 日本画、洋画、彫刻、染色(展示即売)

お知らせ版

“永久選挙人名簿制度”が 発足(9月30日)します……

永久選挙人名簿制度の

あらまし

去る6月20日現在で、全国一斉に行なわれました住民の実態調査にもとづいて作成された永久選挙人名簿は、いよいよ9月30日から使用されます。

従来の基本選挙人名簿と異なり、「永久選挙人名簿」に登録されますと、登録された方は、転出や死亡などのない限り、永久に据えおかれることとなりますので、基本選挙人名簿のように毎年作り替えず、従って作り替えるときにおこりがちの間違いなどがふせげることになるわけです。

この制度の最も大きな特徴は有権者の申出主義にあるといえます。即ち、この永久選挙人名簿に登録するためには、全て原則として申出(文書で)によらなければなりません。

および9月1日までに、登録申出書を提出された方で、当区内に3か月以上住んでいる満二十才以上の方の有権者のみについてそれぞれの時点で行なわれます。ただし、本年度に限っては、追来る10月10日現在において、追加登録を行なうことになっております。

★：6月20日現在で作られた永久選挙人名簿には、どのような人が登録されているのでしょうか？

★：いつ追加登録されるか？
ては、どのようにして追加登録されるのでしょうか？
追加登録は 毎年3月1日、

去る6月20日現在で、行なわれた一斉調査により作成された永久選挙人名簿については、つぎの資格を備えている方が登録されています。

- ① 6月20日現在、豊島区に住所を有し、
- ② 3月20日以前から都の二十三区内に引続いて住所を有していた、
- ③ 昭和21年10月1日以前の出生者、

したがって、6月20日現在、当区に住んでいた方でも、年齢住所の要件が満たされていない方や、6月21日以後に豊島区に転入された方は、この永久選挙人名簿には登録されておられません。

(6月21日以後に転入された方は、原則として、転入される前の住所に登録されていることになっていきます)

★：つぎの条件にあてはまる方は、来る10月10日現在で追加登録されます。

- ① 本年7月10日以前から引続いて当区内に住所を有し、
- ② 昭和21年10月11日以前の出生者で
- ③ 原則として名簿登録申出書を提出されている方

名簿登録申出書は、転入された方で、出張所にて、転入手続きをされたときにお渡ししてお

りますが、とくに、6月21日から7月10日までの間に、転入された方で、まだ提出のされていない方は、至急、出張所へ提出してください。



追加登録される方の住所、氏名は、来る

- ◎ 10月15日から
- ◎ 10月24日までの

10日間にわたり、区役所および出張所で、ごらんだくことになっております。

とくにご注意ください
追加登録されていないことがわかりましても、「選挙人名簿登録申出書」を提出していただき、異議の申立てはできないことになっていきます。

- ◎ ごらんだく時間は
区役所では右の期間中
毎日午前8時30分から午後5時まで
- ◎ 出張所は執務時間中のみ

永久選挙人名簿案内

以上のことで、永久選挙人名簿についてのあらましがおわかりいただけたかと思えます。
ではつぎに、今後いろいろのご注意を申しあげて、「永久選挙人名簿」をより完全なものにしていくため区民の皆様方のご協力をお願い申しあげ、明るく正しい選挙が行なわれるようにいたしましょう。

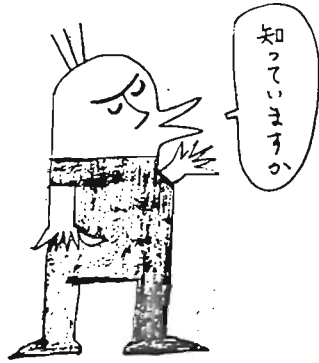
成人に達したら

成人に達したら、必ず「選挙人名簿登録」申請書を提出してください。各出張所にて常時受付しております。
古くからお住まいの方でも、この提出がありませんと、登録されませんのでご注意ください。

転入されたときは

転入届出と同時に、前の住所で発行していただきました「選挙人名簿登録証明書」を出張所へ提出し、あわせて「選挙人名簿登録申請書」を提出してください。

ここでご注意願いたいことは、本年7月11日以後に本区に転入さ



れた方は、今度の10月10日現在の追加登録は行なわれず、明年3月1日現在で定時の追加登録が行なわれることとなります。
★：万一、それまでに選挙があったら？
そのような方は、豊島区では選挙権を行使できませんが、国会議員の選挙でしたら、もとの住所（永久選挙人名簿に登録されているところの住所）で投票を行なうこととなります。その住所が遠方の方は「不在者投票」であることもできることを知っておかれることがよいでしょう。

転出するときは

あなたが、他の市区町村へ転出される際には、必ず出張所へ行って、転出の届出をしてください。そのとき同時に「選挙人名簿の異動に関する文書の交付申請書」を提出して（用紙は出張所にあります）、「選挙人名簿登録の証明書」の交付を受け、新しい住所で転入届出をなさるときに、この証明書を提出して、選挙人名簿の登録申請をしてください。このことがありませんと、新しい住所で「永久選挙人名簿」に登録されません。

☆選挙人名簿の閲覧は！

選挙人名簿は、区役所の執務時間中なら、いつでも、みるることができます。
ところは……

豊島区総合庁舎三階
総務課選挙係

なお、縦覧期間中にごらんになれなかった方は、必ず、登録の確認をしておいてください。電話による照会でも受けつけ

ますからお気軽にどうぞ。

★：名簿に誤字や脱字があったら！

このような場合は、いつでも申出を受けつけます。

★：補充選挙人名簿は作りません！

従来選挙のつど作成されていた、補充選挙人名簿は、永久選挙人名簿の発足とともに廃止されました。

★：来年4月頃に行なわれる地方選挙のときは！

明年4月頃に予定されている地方選挙（当区では、東京都知事選挙と、区議会議員選挙）には、明年3月1日現在で行なわれる定時登録に追加登録される人も投票することができます。
明年3月に追加登録される方は……

- ① 本年12月1日以前から本区に住んでいる
- ② 昭和22年3月2日以前の出生者で
- ③ 選挙人名簿登録申請書を提出した方に限ります。

★：くわしいことをごお知りになりたい方は
電話でも結構ですから左記へお問い合わせください。

明るく正しい選挙にご協力ください！

豊島区選挙管理委員会
豊島区池袋東 1-18 豊島区総合庁舎内
981-1111 内線 222-223